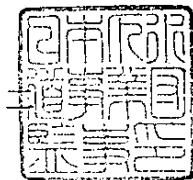




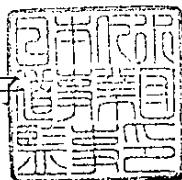
平成 30 年 6 月 14 日

理 事 長  
辻 原 俊 博 殿

監 事 花 輪 健



監 事 井 出 多加子



平成29事業年度財務諸表等及び決算報告書に  
関する監事の意見書について

日本下水道事業団法第39条第2項に規定する監事の意見書を  
別紙のとおり通知する。

平成 30 年 6 月 14 日

日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博 殿

監事 花輪 健二  
監事 井出 多加子

### 監事意見書

日本下水道事業団法第 15 条第 4 項の規定に基づき、日本下水道事業団の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 事業年度の財務諸表等(財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針及び附属明細書)及び決算報告書について、監査を実施するとともに、日本下水道事業団と契約した会計監査法人による監査結果の報告及び説明を受けた。

その結果、日本下水道事業団法第 39 条第 2 項に規定する、平成 29 事業年度の財務諸表等及び決算報告書に対する監事の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表等は、関連規定及び基準に基づき適正に作成されていると認められる。
- (2) 決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

以上